

児童相談所ではこんな相談を受けています。



- 保護者の病気や死亡、家出、失踪、出産などにより子どもを育てられない等の相談。
- 子どもを施設に預けたい。通所訓練を受けさせたい。
- 愛護手帳などの福祉制度を活用したい。
- わがまま、落ち着きがない、友達がいない、いじめや不登校などの相談。
- 知的に遅れているのではないか、言葉が遅いのではないか、自閉症ではないか、といった相談。
- 暴力、万引き、家出、性非行、薬物中毒などの相談。
- 里親に関する相談。

相談の種類と内容

	相談の種類	内 容
養護	養護相談	保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、里親養子縁組に関する相談
保健	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
心身障害	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達面で遅れのある児童に関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意集中障害を有する児童等に関する相談（言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	自閉症相談	自閉症、若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法 25 条による通告があった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する）
	適正相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談